

2018年12月7日
日本製薬工業協会

メーカーの取組

1. 2018年度の取組

「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」（以下「流通改善ガイドライン」）を強く意識した取組みを会員会社が行なうべく、団体として以下の取組を実施した。

(1) 仕切価・割戻し、アローアンス

仕切価は、製品の製造原価、製品の位置付け、薬価制度の抜本改革の影響、製品のライフサイクル等の自社の状況に加え、競合状況、後発品の参入状況等の外的環境を勘案し設定している。また、割戻しにおける流通経費を考慮した卸機能の適切な評価反映、アローアンスについても、事前に十分な説明を行うことを会員会社に周知し、より明確化を図った。特に割戻しは、卸の有する機能を評価する視点に立ち、メーカー・卸間での認識の共通化を図るべく、割戻し区分の整理を川上関係者にて実施し、経済課からの事務連絡を会員会社に周知した。

(2) 単品単価交渉、単品単価契約の更なる促進

流通改善ガイドラインに記載の「単品単価契約の推進」は、個々の医薬品の価値に見合った価格決定に必要不可欠であり、メーカーとしても単品単価交渉、その結果としての単品単価契約の更なる促進に資するべく、仕切価、割戻し、アローアンスの早期提示を周知した。

(3) 変動情報を含んだ新バーコード表示

2021年3月迄の表示必須化に向け、10～11月に厚労省により実施された今年度の状況調査への協力を会員会社に依頼し、各社が報告を実施したと認識している。その他、昨年度の調査結果に基づき製薬協内での取組として表示状況等を確認し、団体としての推進を行った。

(4) 偽造品流通防止に向けた取組について

「医療用医薬品の偽造品流通防止のための施策のあり方に関する検討会」の最終とりまとめ内容に基づき、偽造品流通防止の観点から、封かんのあるあり方について、日薬連、厚労省と連携し検討を進めた。

2. 流通改善ガイドラインを踏まえた取組

会員会社にはガイドライン発出直後にも、その主旨を踏まえた対応を依頼した。更なる周知を図るべく7月に開催された経済課による説明会に、各社

の流通担当者が出席した。ガイドラインに関連する経済課からの事務連絡、日薬連からの関連通知についても、製薬協会員会社に対して重ねて周知を実施した。薬価制度の抜本改革、流通改善ガイドラインという大きな環境変化の中、製品価値に基づく適正な医薬品流通が進むよう、会員会社は個々の判断に基づき、対応しているものと認識している。また、割戻し区分の整理が参考とされ、各社による流通経費を考慮した適切な卸機能の評価が一層に進むよう継続的な周知を行なっている。

これらの取組みを通じ、2018年度ならびに2019年度以降の取引の検討において、ガイドラインの主旨に沿った内容へと更に改善が進むよう、努めていきたい。

3. 今後の取組

製薬協としては会員会社に対して、割戻し区分の整理を経て卸機能の評価した割戻しの設定と、製品価値の仕切価への反映を一層に周知する。この取組が「単品単価契約の推進」に伴う「単品単価交渉」に寄与できると認識し、個々の製品価値に見合った価格が決定されていくと期待する。また、更なる流通改善に向け、全ての流通当事者と共通認識を持ち取組んでいく。

4. その他

消費増税に伴う薬価改定による流通の混乱を最小限にする対応を、卸売業者と連携し進めていく。

以上